

## 上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

### 手数料など諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「委託手数料表」に記載の売買手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 上場有価証券等の単元未満株式を当社との相対取引により購入する場合は、購入対価の他に別紙「委託手数料表」に記載の単元未満株取引売買手数料をいただきます。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※3)）といひます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることに伴って損失が生じるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

## 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

## 当社の概要

商号等	廣田証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第33号
本店所在地	〒541-0041 大阪府中央区北浜1丁目1番24号		
加入協会	日本証券業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資本金	6億円		
主な事業	金融商品取引業		
設立年月	昭和19年4月		
連絡先	大阪本店（06-6201-1181）（代表）又はお取引のある支店にご連絡下さい。		

### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒541-0041 大阪府中央区北浜1丁目1番24号

電話番号：06-6201-5490

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

### 金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

- ※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
- ※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

## 委託手数料表

別 紙

### 店舗でのお取引

国内に上場する株式・上場投資信託受益証券・不動産投資証券・新株予約権付社債・  
新株予約権証券・店頭登録株式

約 定 代 金	委 託 手 数 料 (税込)
100万円以下の場合	約定代金の 1.08%
100万円超 500万円以下の場合	// 0.864% + 2,160円
500万円超 900万円以下の場合	// 0.648% + 12,960円
900万円超 1,500万円以下の場合	// 0.432% + 32,400円
1,500万円超の場合	// 0.216% + 64,800円
約定代金の1.08%に相当する額が2,700円に満たない場合は2,700円 但し、約定代金が5,000円以下の場合は約定代金の5.4%とします。	

(円単位未満は切り捨て)

### 外国上場株式

売 買 代 金	委 託 手 数 料 (税込)
一律	売買代金の 1.08%
売買代金とは現地約定代金に外国金融商品市場における手数料および諸経費を、買付の場合には加算、売付の場合には減算した金額を円換算した金額とします。	

(円単位未満は切り捨て)

### 単元未満株取引(国内上場株式)

区 分	委 託 手 数 料 (税込)
取引所上場銘柄	約定代金の1.62%
委託手数料に相当する額が2円に満たない場合は2円とします。	

(円単位未満は切り捨て)

- 約定代金は、同一種類の注文で、同一銘柄につき同一日に成立したものを一口として取扱います。

## 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して管理させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

### 手数料など諸費用について

- ・ 有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。
- ・ 証券保管振替機構等を通じて他社へ有価証券の移管手続きを行う場合
  - 1 銘柄 1 単位につき 540 円 (税込)、1 銘柄上限 10,800 円 (税込) の手数料を頂戴します。
  - ※ 1 単元に満たない場合は、1 銘柄当たり 1 回につき 540 円 (税込) を頂戴します。
  - ※ 投資信託の場合は、最低申込単位を 1 単位とします。
  - ※ 転換社債型新株予約権付社債および国債の場合は、1 銘柄当たり 1 回につき 540 円 (税込) を頂戴します。
  - ※ 公開買付の応募申込み等の場合は、1 銘柄当たり 1 回につき 540 円 (税込) を頂戴します。
- ・ 転換社債型新株予約権付社債の転換請求を行う場合および単元未満株の買取請求の取次ぎを行う場合
  - 1 銘柄当たり 1 回につき 540 円 (税込) を頂戴します。
- ・ 配当金の受取り
  - 1 配当金領収証当たり 324 円 (税込) を頂戴します。
  - ※ 配当金領収証に記載のある金融機関に持込めば手数料は不要です。また、次回以降の配当金の受入れを証券会社に指定することや、銀行振込することもできます。詳しくは当社または配当金領収証に記載のある金融機関にご確認ください。
- ・ 名義書換を行う場合 (1 銘柄・1 名義人あたり)
  - 10 単元以下：一律 540 円 (税込)
  - 10 単元を超える場合：10 単元を超える株数 (整数未満切り上げ) に 54 円を乗じ、一律 540 円を加算した額で上限 10,800 円 (税込、整数未満切捨て) の手数料を頂戴します。
- ・ 登録済加入者情報開示請求の取次ぎを行う場合
  - 1 回につき 1,620 円 (税込) を頂戴します。

### この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

## 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して管理させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

## この契約の終了事由

次に掲げる事由に該当した場合は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の取引約款の変更に同意されない場合

## 当社の概要

商 号 等	廣田証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第 33 号
本店所在地	〒541-0041 大阪市中央区北浜 1 丁目 1 番 24 号
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	6 億円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 4 月
連 絡 先	大阪本店（06-6201-1181）（代表）又はお取引のある支店にご連絡下さい。

### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒541-0041 大阪市中央区北浜 1 丁目 1 番 24 号

電話番号 : 06-6201-5490

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

### 金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）